

公益財団法人

岡山県農林漁業担い手育成財団農地中間管理事業規程

(事業実施の基本方針)

第1条 農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号。以下「法」という。）第4条の規定により農地中間管理機構の指定を受けた公益財団法人岡山県農林漁業担い手育成財団（以下「機構」という。）は、法第3条に基づき岡山県において策定された農地中間管理事業の推進に関する基本方針（以下「基本方針」という。）に即して、農業経営の規模拡大、耕作の事業に供される農用地の集団化、農業への新たに農業経営を営もうとする者の参入の促進等による農用地の利用の効率化及び高度化の促進を図るため、次に掲げる農地中間管理事業（法第2条第3項）を行うものとする。

- 一 農用地等について農地中間管理権（法第2条第5項に規定する権利をいう。）を取得すること。
- 二 農地中間管理権を有する農用地等の貸付け（貸付けの相手方の変更を含む。）を行うこと。
- 三 農地中間管理権を有する農用地等の改良、造成又は復旧、農業用施設の整備その他当該農用地等の利用条件の改善を図るための業務を行うこと。
- 四 農地中間管理権を有する農用地等の貸付けを行うまでの間、当該農用地等の管理（当該農用地等を利用して行う農業経営を含む。）を行うこと。
- 五 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

(重点的实施区域の基準)

第2条 農地中間管理事業を重点的に実施する区域は、人・農地プラン（人・農地問題解決推進事業実施要綱（平成24年2月8日付け23経営第2955号農林水産事務次官依命通知）第2の1別記1第1の人・農地プランをいう。）が策定されるなど、地域ぐるみで農地流動化を進めようという機運が生じており、農地中間管理事業が効率的かつ効果的に実施され、農用地の利用の効率化及び高度化を促進する効果が高い区域とする。

- 2 前項の区域以外において、農地中間管理事業を行うことを妨げるものではない。

(農地中間管理権を取得する農用地等の基準)

第3条 機構は、形状又は性質に照らして、農用地等として利用することが適切と認められる農用地等について、農地中間管理権を取得するものとする。

- 2 機構は、農業委員会が再生不能と判定した遊休農地など、農用地等として利用することが著しく困難な農用地等については、農地中間管理権を取得しないものとする。
- 3 機構は、第4条第2項で決定した区域（以下「実施区域」という。）における借受希望者の募集に関して、募集に応じた者の数、応募の内容その他の事情からみて、当該区域内で機構が農用地等を貸し付ける可能性が著しく低い場合は、当該区域内の農用地等については、農地中間管理権を取得しないものとする。

4 前項の事態を避けるためにも、機構は、日頃から借受希望者に関する情報を幅広く収集し、募集に応じてもらえるよう、働きかけるものとする。

(借受希望者の募集等)

第4条 借受希望者の募集は、毎年5月頃に行うものとする。なお、必要に応じ、追加して募集を行うことができる。

- 2 募集の区域は、市町村又はこれより小さい区域（人・農地プランの区域等を参考に、空白区ができないように設定）とし、当該市町村の意見を聞いて決定するものとする。
- 3 募集に当たっては、当該区域における、次の事項を明確にして募集するものとする。
 - 一 農用地等の特徴（水田地帯、畑地帯、果樹地帯など）
 - 二 当該区域内に担い手が十分存在しているかどうか（関係機関からの情報提供や前年の募集の状況等からみて判断）
- 4 募集に当たっては、応募者に対し、次の事項を明確にするよう求めるものとする。
 - 一 借受けを希望する農用地等の種別、面積、希望する農用地等の条件
 - 二 借り受けた農用地等に作付けしようとする作物の種別
 - 三 借受けを希望する期間
 - 四 現在の農業経営の状況（作物ごとの栽培面積等）
 - 五 当該区域で農用地等を借り受けようとする理由（規模の拡大、農地の集約化、新規参入等）
 - 六 その他必要な事項
- 5 募集は、インターネットの利用等により30日以上募集期間で行うものとする。
- 6 区域内に担い手が十分いない実施区域（関係機関からの情報提供や前年の募集の状況等からみて判断）については、他区域に法人経営体や参入を希望する企業等があるときは、募集に応じてもらうよう個別に働きかけるものとする。
- 7 募集に応じた者については、次の事項を整理し、インターネットの利用等により公表するものとする。
 - 一 その氏名又は名称
 - 二 実施区域内の農業者、区域外の農業者、新規参入者の別
 - 三 借受けを希望する農用地等の種別、面積
 - 四 借り受けた農用地等に作付けしようとする作物の種別
 - 五 その他必要な事項
- 8 機構は、農用地等の貸付先の決定を公平かつ適正に行う上で必要がある場合には、募集に応じた者に対するヒアリングを行い、その希望内容を正確に把握するよう努め、また、法第18条第4項の要件を満たすかどうかを調査するものとする。

(貸付希望者の把握)

第5条 機構は、市町村と連携を密にして、次の事項の把握に努めるとともに、機構を活用した農地流動化の機運の熟成に努めるものとする。

- 一 各区域の人・農地プランの策定・見直しの状況
- 二 特に、当該区域に担い手が十分いるかどうか
- 三 当該区域に機構を活用した農地流動化の機運があるかどうか

四 当該区域の耕作放棄地の現状及び今後の見通し等

(農地中間管理権の取得の方法)

第6条 機構は、機構に対する貸付希望者からの申出があった場合等には、当該者及び農用地等をリスト化するものとする。

- 2 機構は、貸付希望者がいつまで営農を継続できるかを考慮しながら、借受後、機構が借受希望者に可能な限り短期間で転貸できる適切なタイミングで借り受けることにより、滞留期間を極力短くするものとする。
- 3 具体的な農地中間管理権の取得は、所有者（法第8条第3項第4号に規定する農用地等の所有者をいう。）からの申出に応じて協議するほか、機構が所有者に対し協議を申し入れることにより行うものとする。
- 4 農地中間管理権の期間については、所有者と協議し、10年以上となるように努めるものとする。
- 5 前項の期間は、対象の農用地等がある区域内に、他に農地中間管理権を取得している農用地等があるときは、当該農用地等の期間を考慮して、対象の農用地等の期間を定めることができるものとする。

(農用地利用配分計画の決定方法)

第7条 機構は、農用地等の貸付先を決定するに当たっては、次の点に留意するものとする。

- 一 農用地等の借受けを希望している者の規模拡大又は分散錯圃の解消に資すること。
 - 二 既に効率的かつ安定的な農業経営を行っている農業者の経営に支障を及ぼさないようにすること。
 - 三 新規参入をした者が効率的かつ安定的な農業経営を目指していけるようにすること。
 - 四 地域農業の健全な発展を旨としつつ、借受希望者のニーズを踏まえて公平・適正に調整すること。
- 2 実施区域内において次に掲げる場合は、既に効率的かつ安定的な農業経営を行っている農業者の経営に支障を及ぼさず、その発展に資する見地から、これらの事情を前提として貸付先の決定（貸付先の変更を含む。）を行うものとする。（優先配慮）
- 一 担い手相互間又は担い手・非担い手間で利用権の交換を行おうとする場合
 - 二 集落営農の構成員が、当該集落営農に利用させることを目的として機構に農地を貸し付ける場合
- 3 当該農用地等に隣接する農用地等で農業経営を営んでいる担い手である借受希望者（この項において「隣接借受希望者」という。）がいる場合は、次の各号によるものとする。（優先配慮）
- 一 隣接借受希望者がいる場合には、まず当該者と協議を行うものとする。
 - 二 隣接借受希望者が複数いる場合には、当該者の希望条件との適合性及び地域農業の発展に資する程度により優先順位をつけた上で、順次協議するものとする。
 - 三 前号の判断に当たっては、当該地域の人・農地プランの内容も考慮するものとする。

- 4 前二項以外の場合で、実施区域内に十分な担い手がいる場合は、当該区域の借受希望者のうち、その区域内の担い手について、現在経営している農用地等との位置関係、当該借受希望者の希望条件との適合性、地域農業の発展に資する程度（地域の営農活動と調和した農業経営を営もうとしているかどうか等）により優先順位をつけた上で、順次協議を行うものとする。なお、これで貸付先が決まらない場合には、それ以外の借受希望者と順次協議を行うものとする。
- 5 前項の判断に当たっては、当該地域の人・農地プランの内容も考慮するものとし、また、優先順位を付ける上で必要な場合には、利害関係者を含めない第三者委員会を設置するものとする。
- 6 第2項及び第3項以外の場合で、実施区域内に十分な担い手がない場合は次の各号によるものとする。
 - 一 当該区域の借受希望者（新規参入者等を含む。）のうち、現在経営している農用地等との位置関係、当該借受希望者の希望条件との適合性、地域農業の発展に資する程度（地域の営農活動と調和した農業経営を営もうとしているかどうか等）により優先順位をつけた上で、順次協議を行うものとする。
 - 二 特に、新規参入しようとする者に貸し付けようとする場合は、その者が効率的かつ安定的な農業経営を目指していけるように配慮するものとする。
 - 三 第一号の判断に当たって、優先順位を付ける上で必要な場合には、利害関係者を含めない第三者委員会を設置するものとする。
- 7 機構の貸付期間については、貸付先の経営の安定・発展に配慮して長期とすることを基本とするが、当該地域の農地利用の効率化・高度化を進める上で必要な場合には、一定期間後に農地利用の再配分ができるよう措置するものとする。

（賃料の水準等）

- 第8条 機構が借り受けるときの賃料及び機構が貸し付けるときの賃料については、当該区域における整備状況等が同程度の農用地等の賃料水準を基本とし、機構が相手方と協議の上決定するものとする。
- 2 機構の業務が貸しはがし等を誘発し、既に効率的かつ効果的に農業経営を行っている農業者の経営に支障を及ぼすことのないようにするため、必要があるときは、機構は当該農用地等の従前の賃料水準を基本として、賃料を決定するものとする。

（農地中間管理権の設定又は移転に係る契約等の解除）

- 第9条 機構の有する農地中間管理権に係る農用地等が次のいずれかに該当するときは、岡山県知事の承認を受けて、農地中間管理権に係る契約の解除をするものとする。
- 一 農地中間管理権の取得後2年間を経過してもなお当該農用地等の貸付けを行うことができる見込みがないと認められるとき。
 - 二 災害その他の事由により農用地等としての利用を継続することが著しく困難となったとき。

- 2 解除に当たっては、当該農用地等の所有者と十分協議し、所有者が管理経費を負担するなど、所有者が解除を希望せず、機構にとっても財政的な負担がない場合には、解除しないことも含めて検討するものとする。

(農用地等の利用条件改善業務の実施基準)

第10条 機構は、当該農用地等が所有者から機構に10年以上の期間で貸し付けられており、かつ、次のいずれかに該当するときに、利用条件改善業務（第1条第1項第3号の業務をいう。）を行うことができるものとする。

- 一 当該農用地等の具体的貸付先が決まっており、その貸付先が利用条件改善を希望しているとき。
- 二 当該地域の借受希望者の募集に応じた者の数、希望内容等からみて、利用条件改善を行えば、当該農用地等の貸付けが確実に行われると見込まれるとき。

(相談又は苦情に応ずるための体制)

第11条 機構の主たる事務所に、相談又は苦情に応ずる窓口を設置し、インターネット等を通じて周知徹底を図るものとする。

(市町村（農業委員会を含む。）との関係)

第12条 機構は、人・農地プランの策定主体であり、農地行政の基本単位である市町村（農業委員会を含む。）との連携を密にして、業務を推進するものとし、とくに、人・農地プランについては、市町村と情報を共有するよう努めるものとする。

- 2 機構は、必要がある場合は、機構が農地中間管理事業を実施しようとする市町村に対し、当該市町村の同意を得た上で、地域における機構の窓口として業務委託を行うことができるものとする。
- 3 機構は、市町村に、あらかじめ農業委員会の意見を聴取の上農用地利用配分計画の案を策定するよう、求めるものとする。
- 4 機構は、市町村以外に業務委託を行う場合は、その業務委託先の名称及び住所を市町村に通知し、市町村と当該委託先との連携が図られるよう配慮するものとする。

(業務委託)

第13条 機構が、農地中間管理事業に係る業務のうち、相談窓口、出し手の掘り起こし、借受予定農用地等の位置・権利関係の確認、出し手との交渉、契約締結事務、利用条件改善業務の実施、借受希望者との交渉等について市町村に委託しようとするときは、岡山県知事の承認を受けて、委託する業務内容を明確にしたうえで、委託するものとする。

- 2 機構は、前項の業務について、地域農業再生協議会、市町村公社、農業協同組合、土地改良区等に対して委託しようとするときは、当該組織が委託した業務を適切に行うことのできる能力等を有することを確認した上で、岡山県知事の承認を受けて、委託する業務内容を明確にして、委託するものとする。

- 3 賃料の収受・支払、農用地等の管理等の定型的な業務について委託しようとするときは、競争入札等により、委託コストの削減に努めつつ、岡山県知事の承認を受けて、委託するものとする。

(その他)

第14条 この規程に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項は、理事長が別に定めるものとする。

附 則

- 1 この規程は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 第4条第1項の募集は、事業開始の初年度については同項の規定に関わらず、募集準備が整い次第速やかに行うものとする。